さいたま市告示第１７３４号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成１３年さいたま市条例第２０５号）第１０条第１項により自転車等を撤去し、同条第４項の規定により保管したので、第１２条第１項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月１３日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

２　保管開始年月日

令和８年１１月６日

３　保管場所及び放置箇所

⑴　新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

⑵　吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域

４　保管自転車

別紙のとおり

５　保管台数

計　　２０台

６　連絡先

⑴　担当　さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

⑵　電話　０４８（６５２）８８１２

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/11/02	南浦和駅東口	埼玉県警10-0624006	S0E40710		
2026/11/02	武蔵浦和駅	丸の内A38535	SFT1705523		
2026/11/02	西浦和駅	埼玉県警13-3501094	TF1E00352		
2026/11/02	浦和駅東口	埼玉県警24-243927722	G160500391		
2026/11/02	与野本町駅	埼玉県警26-261436299	F21975760		
2026/11/02	与野本町駅	長野県警Z11714	CW13F517148		
2026/11/05	武蔵浦和駅	埼玉県警24-240213672	B6C04916		
2026/11/05	浦和駅西口	尾久B09115	ASD20121316		
2026/11/05	南与野駅	不明	HT24C01113		
2026/11/06	東浦和駅	埼玉県警25-252465090	A24AK16797		
2026/11/06	東浦和駅	埼玉県警19-193341101	STC314637		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/11/02	大宮駅東口	埼玉県警25-251169748	MN2404080X153		
2026/11/02	土呂駅西口	埼玉県警16-6346254	GC6F02041		
2026/11/02	土呂駅西口	福岡県警11-き23438	SVD340957		
2026/11/05	大宮駅東口	埼玉県警20-200064518	SUB301105		
2026/11/05	大宮駅西口	不明	320522308010073		
2026/11/06	土呂駅東口	埼玉県警21-214115530	HM21C20544		
2026/11/06	東大宮駅東口	埼玉県警23-233577391	C188244849U		
2026/11/06	東大宮駅東口	不明	CM15C513019		
2026/11/06	東大宮駅西口	埼玉県警24-241418898	SC365721		

合計：20台

告示期限　令和８年１１月２７日